



行政機関による定期指導・調査の実務

「定期指導」が、気がかりではないですか？

「定期指導」は、いつあってもおかしくありません！

- ① 「労働局の定期指導があるとよく聞きますが、どれぐらいのサイクルで来るのですか？」
- ② 「労働局の定期指導ではどのようなことを調べられるのですか？」
 提出する資料はどのようなものですか？」
- ③ 「労働局の定期指導は厳しい指導を受けそうで怖いのですが・・・。」

①、②、③のいずれも、当協会へよく寄せられるご相談です。

労働局からの「定期指導」や「個別調査」の連絡で慌てることがないように、日頃から、法定帳簿や事務所に掲示又は備付けが必要な書類の整備、行政機関への報告等について、「ルーティン」として取り込んでおくと安心です。人材紹介会社勤務時代、実際に「定期指導」を受けた経験があり、現在は当協会の相談業務を担当するアドバイザーがお手伝いします。

【日 時】令和7年（2025年）9月25日（木）14：00～17：00 ※Zoom開催

【内 容】①「定期指導」、「個別調査」とは何か

- ② 法定帳簿の記載方法／掲示又は備付けが必要な書類について
- ③ 「事業報告」及び「人材サービス総合サイト」について

【講 師】公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

職業紹介事業アドバイザー 津田 滋

メガバンクの人事関連部門に9年勤務した後、メガバンク系の総合人材会社で、10年以上にわたりホワイトカラーを中心とした職業紹介業務に従事。求人・求職の実務や運営問題解決の経験が豊富。

定 員 48名

受 講 料 民紹協会員 4,430円、非会員 6,430円

（お一人あたりの料金です。資料送付用のレターパック代を含みます。）

申込方法 (1) Google フォームからの申込

<https://forms.gle/9dT9LqYE9fPpehM28>



(2) Eメールによる申込

seminar@minshokyo.or.jp ^、

①事業所名、②受講される方のお名前、③メールアドレス、④資料送付先住所、
⑤セミナー当日の連絡先（電話番号）をお知らせください。

問い合わせ 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 担当：業務第2課 日高

Email : hidaka@minshokyo.or.jp TEL : 03-3818-7011

- ※ 受講された皆様には修了証をお送りします。職業安定法で定められた「従業者教育」として、ぜひ利用をご検討ください。
- ※ ご入金後のキャンセルにつきましては、開催日の8日前までのお申込みに限り、振込手数料を差し引いた金額を返金させていただきます。
- ※ 当セミナーはオンライン会議ソフトのZoomを使って行います。受講には通信環境が必要です。